

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年11月4日(2021.11.4)

【公表番号】特表2020-536330(P2020-536330A)

【公表日】令和2年12月10日(2020.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-050

【出願番号】特願2020-519379(P2020-519379)

【国際特許分類】

G 1 6 H 30/20 (2018.01)

G 1 6 H 10/60 (2018.01)

A 6 1 B 5/00 (2006.01)

【F I】

G 1 6 H 30/20

G 1 6 H 10/60

A 6 1 B 5/00 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月22日(2021.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の記憶された放射線医療検査の情報の解釈を支援する放射線医療ワークステーションであって、前記記憶された放射線医療検査の情報は放射線医療データベースに記憶されると共に1以上の放射線医療画像並びに少なくとも撮像方式及び検査理由を含む記憶データを有し、該放射線医療ワークステーションは、

ディスプレイと、

ユーザ入力装置と、

解読方法を実行するようにプログラムされた電子プロセッサと、

を有し、前記解読方法が、

前記ディスプレイ上に前記放射線医療検査の放射線医療画像を表示するステップ、

前記ユーザ入力装置を介して入力された放射線医療レポートを受信するステップ、

前記記憶された放射線医療検査の情報から撮像された解剖学的領域を決定するステップ、

、前記検査理由から検査根拠症状を識別するステップ、

少なくとも1つの付加的症状を1以上の医療データベースから取り込まれる前記患者に関する情報に基づいて決定するステップであって、前記少なくとも1つの付加的症状は、前記検査根拠症状に加えての少なくとも1つの症状を示す、ステップ、

各付加的症状を前記撮像方式及び前記撮像された解剖学的領域に基づいて吟味可能又は吟味不可能と分類するステップ、

前記検査根拠症状及び前記吟味可能な各付加的症状に関する項目を含む注意リストを生成するステップ、及び

前記注意リストの表現を前記ディスプレイ上に表示するステップ、  
を含む、放射線医療ワークステーション。

【請求項2】

前記解読方法が、

前記注意リストの項目に関連する所見の受信を検出するために前記放射線医療レポートの受信を監視するステップ、及び

前記注意リストの項目に関連する所見の受信の各検出に応答して、該項目を前記注意リストから削除すると共に該注意リストの表現の表示を更新するステップ、  
を更に含む、請求項 1 に記載の放射線医療ワークステーション。

#### 【請求項 3】

前記解読方法が、

前記放射線医療レポートをファイルするための前記ユーザ入力装置を介しての選択を検出すると共に、これに応答して ( i ) 前記注意リストの全項目が削除されていたなら前記放射線医療レポートをファイルし、又は ( ii ) 前記注意リストの削除されていない項目若しくは複数の項目に対する注意のリクエストを表示するステップ、  
を更に含む、請求項 2 に記載の放射線医療ワークステーション。

#### 【請求項 4】

前記解読方法が、

前記ユーザ入力装置を介して項目削除選択の選択を受信すると共に、これに応答して対応する項目を前記注意リストから削除するステップ、  
を更に含む、請求項 1 から 3 の何れか一項に記載の放射線医療ワークステーション。

#### 【請求項 5】

前記少なくとも 1 つの付加的症状を決定するステップが、

1 以上の医療データベースから取り込まれる前記患者に関する情報に基づいて、該患者の既存の症状である少なくとも 1 つの付加的症状を決定するステップ、  
を含む、請求項 1 から 4 の何れか一項に記載の放射線医療ワークステーション。

#### 【請求項 6】

前記少なくとも 1 つの付加的症状を決定するステップが、

1 以上の医療データベースから取り込まれる前記患者に関する情報に基づいて、該患者が高い危険性にある危険な症状である少なくとも 1 つの付加的症状を決定するステップ、  
を含む、請求項 1 から 5 の何れか一項に記載の放射線医療ワークステーション。

#### 【請求項 7】

前記注意リストの表現を表示するステップは前記注意リストにおける少なくとも吟味可能な付加的症状に関する各項目に関して証拠入力を表示するステップを含み、前記解読方法が、

前記注意リストにおける吟味可能な付加的症状に関する項目に対する前記証拠入力の操作に応答して前記 1 以上の医療データベースから取り出された前記吟味可能な付加的症状が決定された情報を表示するステップ、  
を更に含む、請求項 1 から 6 の何れか一項に記載の放射線医療ワークステーション。

#### 【請求項 8】

前記記憶された放射線医療検査の情報における前記記憶データが前記撮像された解剖学的領域の識別情報を更に含み、前記撮像された解剖学的領域を決定するステップが前記記憶された放射線医療検査の情報から前記撮像された解剖学的領域の前記識別情報を読み取るステップを有する、請求項 1 から 7 の何れか一項に記載の放射線医療ワークステーション。

#### 【請求項 9】

前記検査理由は請求可能な注文コードとして記憶されると共に、前記検査根拠症状を識別するステップが請求可能な注文コードを検査根拠症状とリンクするルックアップテーブルを読み取るステップを有する、及び

前記検査理由は文章として記憶されると共に、前記検査根拠症状を識別するステップが臨床的キーワードを検査根拠症状とリンクするルックアップテーブルを読み取るステップを有する、  
の少なくとも一方である、請求項 1 から 8 の何れか一項に記載の放射線医療ワークステーション。

**【請求項 10】**

患者の記憶された放射線医療検査の情報の解釈を支援する方法であつて、前記記憶された放射線医療検査の情報は1以上の放射線医療画像並びに少なくとも撮像方式及び検査理由を含む記憶データを有し、該方法が、

ディスプレイ上に前記放射線医療検査の放射線医療画像を表示するステップと、

ユーザ入力装置を介して入力された放射線医療レポートを受信するステップと、

少なくとも1つの症状を1以上の医療データベースから取り込まれる前記患者に関する情報に基づいて決定するステップと、

各症状を前記撮像方式及び前記放射線医療検査の撮像された解剖学的領域に基づいて吟味可能又は吟味不可能と分類するステップと、

各吟味可能な症状に関する少なくとも1つの項目を含む注意リストを生成するステップと、

前記注意リストの表現を前記ディスプレイ上に表示するステップと、  
を有する、方法。

**【請求項 11】**

前記注意リストの項目に関連する所見の受信を検出するために前記放射線医療レポートの受信を監視するステップ、

前記注意リストの項目に関連する所見の受信の各検出に応答して、該項目を前記注意リストから削除すると共に該注意リストの表現の表示を更新するステップ、及び

前記放射線医療レポートをファイルするための前記ユーザ入力装置を介しての選択を検出すると共に、これに応答して(i)前記注意リストの全項目が削除されていたなら前記放射線医療レポートをファイルし、又は(ii)前記注意リストの削除されていない項目若しくは複数の項目に対する注意のリクエストを表示するステップ、

を更に有する、請求項10に記載の方法。

**【請求項 12】**

前記ユーザ入力装置を介して項目削除選択の選択を受信すると共に、これに応答して対応する項目を前記注意リストから削除するステップ、

を更に有する、請求項10又は11に記載の方法。

**【請求項 13】**

前記少なくとも1つの症状を決定するステップが、

1以上の医療データベースから取り込まれる前記患者に関する情報に基づいて、該患者の既存の症状である少なくとも1つの症状を決定するステップ、  
を含む、請求項10から12の何れか一項に記載の方法。

**【請求項 14】**

前記少なくとも1つの症状を決定するステップが、

1以上の医療データベースから取り込まれる前記患者に関する情報に基づいて、該患者が高い危険性にある危険な症状である少なくとも1つの症状を決定するステップ、  
を含む、請求項10から13の何れか一項に記載の方法。

**【請求項 15】**

前記注意リストの各項目に関して証拠入力を表示するステップ、及び

前記注意リストの項目に対する前記証拠入力の操作に応答して、前記1以上の医療データベースから取り出された前記吟味可能な症状が決定された情報を表示するステップ、  
を更に有する、請求項10から14の何れか一項に記載の方法。